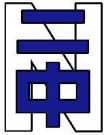


沼津市立第二中学校いじめ防止基本方針

沼津市立第二中学校



1 いじめ防止にむけて

平成 25 年 10 月施行された、「いじめ防止対策推進法」を受けて、沼津市教育委員会は、市のいじめ防止基本方針を作成し、「いじめの未然防止」、「早期発見・早期対応」、「関係機関との連携」についての重点的な取り組みを行うことを提言しました。

本校においても、いじめは関係者の協力のなしに、防止や解決が困難であるという理解の下、いじめ防止にむけて、以下の行動方針をまとめました。これを学校だけでなく保護者・地域へ周知を図ると共に、「いじめは犯罪であり、他者の人権を傷つける行為で、絶対に許されない」という理解の下、全職員で一丸となって、いじめ防止の取り組みを行っていきます。

2 いじめの未然防止

(1) いじめについて考え話し合う場を設定します。

平成 25 年度に作成した、第二中学校いじめ撲滅標語「求めてる 闘う勇気と助ける心」を、生徒会活動の中で、定期的に確認、見直しをしていくと共に、各学級では、いじめについて考える場を道徳や学級活動の時間を中心に行っていきます。

また、いじめ撲滅重点指導月間を設定し、全職員でその指導にあたる体制を構築していきます。

(2) 基本的生活習慣の指導を徹底していきます。

あいさつや時間、言葉づかい、整理整頓など社会人として基礎となる事柄を重点的に指導していきます。また、安定した生活のリズムの定着を図るため、早寝、早起き、朝ご飯の推奨を保護者に対して啓発していきます。

(3) いじめが起こりにくい集団づくりをしていきます。

学級活動や縦割り活動、学校行事、他の生徒の模範となる生徒を賞揚する松かげ賞や生徒会活動への取り組みに関する表彰（環境美化コンクールや給食残量 0 キャンペーン、エコキャップ運動）の計画的な実行により、自己肯定感や集団への所属感を高めていくことで、生徒同士の人間関係づくりを促進していきます。また、年 3 回、生徒の生活環境や人間関係に関するアセスメント調査を行うことで、教職員の指導方法の改善を図っていきます。

(4) 心の教育を充実していきます。

道徳の年間計画に基づいた授業の実施及び、そのときの子どもの状況に応じた題材を扱うなどして、道徳教育の充実を図ります。

特に、インターネットを通じたいじめに対しては、使い方の指導とともに、相手や他の閲覧者を思いやったり、気持ちを察したりすることができることが大切です。本

校の教育活動では、道徳や特別活動の授業の充実を図り、社会人としてのマナーや他者を思いやる心を育てていきます。

また、警察や携帯電話会社、NPO法人などを外部講師を活用しながら、生徒のインターネットモラルに関する関心を高めていくと共に、学校からの便りやホームページ、講演会などを活用して、保護者に対する啓発も行っています。

(5) 法教育の充実を図り、市民の一員としての生徒の育成に努めます。

世の中のルールやマナーに関する指導の充実を図ります。特に、いじめ問題については、他者の人権を傷つける犯罪行為であるという視点を生徒と全職員が持つと共に、いじめの傍観者も同罪であるという認識に立った指導を行っています。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 安心して話せる環境を整えます。

日常の学級指導の中で、あゆみノートや日記の提出を行うことで、生徒の心の状態の把握に努めます。また、年2回の教育相談月間の実施に限らず、生徒の悩みの相談だけでなく、何かあったときには相談しようと思うような、生徒と教職員の関係づくりをしています。

(2) 生徒の心身の状況把握に努めます。

年3回のアンケート調査やアセスメント調査を行うことで、クラス全体の様子や生徒の変化の積極的な把握に努めます。また、いじめを認知した際は、保護者と沼津市教育委員会への報告を行い、校内いじめ対策委員会を中心に善後策を講じます。

(3) 職員のいじめ対応の研修を推進していきます。

平成25年2月に沼津市教育委員会が改訂した「いじめのない学校を目指して」（沼津市いじめ対応マニュアル）を活用した研修を行い、教職員のいじめへの対応力を高めています。

また、いじめ対応の研修の時間を設け、教職員の対応力を高めるとともに、校内いじめ対策委員会を中心として、いじめ問題に組織で対応していく体制づくりをしています。

(4) いじめを認知したときは組織的に対応します。

いじめを認知した際には、いじめに遭った生徒の思いを受け止め、校内いじめ対策委員会を中心に、組織的にいじめ問題の解決に向けて取り組んでいきます。いじめに遭った生徒の安全確保や加害生徒、周辺生徒への聞き取りを丁寧に行い、適切な指導をし、再発防止に努めます。

さらに、問題の解決後もいじめに遭った生徒の定期的なカウンセリングや、加害生徒の継続的な指導や支援を行っています。

(5) いじめ問題解決のために保護者への援助、指導、対応をします。

保護者からの訴えや相談には、親身になって対応します。いじめ問題の解決に向けて、生徒とその保護者を共に支援する体制を作ります。

特に、いじめ問題が発生した場合、加害生徒の保護者と協力し、加害生徒に対して、行った行為は社会的に許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考えていきます。また、加害生徒がいじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況について一緒に考えていきます。

(6) いじめの周囲にいた生徒に対する指導を充実させます。

日常よりいじめが起きた際に、その取り巻きとなることやいじめが起きていても見て見ぬふりをすることが、いじめを助長していることを理解させる指導を行います。

また、いじめが起きた際には、いじめの被害者とその家族の気持ちを尊重した上で、生徒に正しい情報を伝えます

4 関係機関との連携

- ・ いじめ問題に対応するときに、学校と関係機関（沼津市教育委員会、警察、少年サポートセンター、児童相談所など）が、連携を図りながら対応する必要があることも予想されます。特に、暴力や恐喝を伴ういじめについては、警察機関との連携を図りながら、解決にむけての支援を行っていきます。
- ・ インターネットを通したいじめは発見しづらい現状があります。未然防止という観点から、警察やNPO法人等による子ども・保護者向けのネットモラルやスマートフォンの使用に関する講演等の実施を推進していきます。
- ・ いじめに関わる重大事件（自殺を企図、精神性の疾患の発症、身体や金銭などに重大な損失、または、いじめが原因で長期の欠席や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立て）が発生した場合は、ただちに沼津市教育委員会に報告をし、善後策を講じます。

5 校内いじめ対策委員会の組織

- ・ 校内いじめ対策委員会を設置し、校長の指揮・監督の下に、教頭、教務主任、生徒指導主事、（いじめに遭ってしまった生徒が出たしまった場合は当該学年の学年主任及び担任）養護教諭で構成します。状況に応じて助言者として、スクールカウンセラーを、また、PTA代表が同席し、対応することもあります。
- ・ 日常より本委員会は、生徒の生活、学習、健康状態の把握に勤め、生徒の置かれている状況の把握に勤めます。
- ・ 本委員会は、いじめ防止のための対策を検討したり、重大ないじめに関する相談を受け当事者間の関係の調整を図ったりします。
- ・ いじめに遭ってしまった生徒が出たしまった場合、本委員会の職員を中心に全職員で、被害生徒の安全確保や心のケアを行うと共に、適切な指導を加害生徒や周辺の生徒に行うように勤めます。

- ・ 本校の実情にあわせて、「沼津市立第二中学校いじめ防止基本方針」の改訂を行い、最善の指導がなされるように勤めます。

6 保護者・地域へ情報発信

- ・ 「沼津市立第二中学校いじめ防止基本方針」は、学校だよりやホームページ（グラウンドデザイン）等を通して保護者や地域に発信していきます。
- ・ 沼津市及び静岡県には、いじめ等の問題に関する相談を受け付けている以下の機関があります。これらの窓口は、匿名で相談することもできます。

24時間全国いじめ相談統一ダイヤル	0 5 7 0 - 0 - 7 8 3 1 0
沼津市教育委員会学校教育課	0 5 5 - 9 3 4 - 4 8 0 9
沼津市青少年教育センター	0 5 5 - 9 5 1 - 3 4 4 0
沼津市家庭児童相談窓口	0 5 5 - 9 3 4 - 4 8 2 8
東部家庭児童相談窓口	0 5 5 - 9 2 0 - 2 0 8 0
ハロー電話ともしび	0 5 5 - 9 3 1 - 8 6 8 6
子ども・家庭110番	0 5 5 - 9 2 4 - 4 1 5 2
精神保健福祉センター	0 5 5 - 9 2 2 - 5 5 6 2